

令和8年度答申第7号
令和8年6月2日

諮問番号 令和7年度諮問第152号（令和8年3月19日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号の規定に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- （1）賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事

業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和6年12月13日、B労働基準監督署を経由して処分庁に対し、C社（以下「本件会社」という。）の元労働者であるとして、本件会社が賃確令2条2項の中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定を求める本件認定申請をした。

（認定申請書）

- (2) 処分庁は、令和7年3月18日付けで、本件認定申請につき、「未払賃金の立替払の対象となる事業主は、事業活動が停止し、再開する見込みがないことが要件とされているところ、本件については事業活動が停止しているとは認められないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

（不認定通知書）

- (3) 審査請求人は、令和7年6月19日、処分庁を経由して審査庁に対し、本件不認定処分を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (4) 審査庁は、令和8年3月19日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

本件不認定処分の取消しを求める。

- (1) 行政手続法（平成5年法律第88号）8条1項は、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない」旨を規定しており、同条2項は「前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない」旨を規定している。

処分庁が審査請求人に交付した令和7年3月18日付け不認定通知書（以下「本件通知書」という。）には、本件不認定処分の理由について、賃確則8条の条文の引用と、「本件については事業活動が停止しているとは認められない」という法的評価が記載されているだけであり、「事業活動が停止しているとは認められない」という法的評価を基礎付ける具体的な事実関係が何も含まれていない。

さらに、処分庁は、本件不認定処分を行うに際し、審査請求人の住所に一方的に郵便で本件通知書を送付したのみで、審査請求人や審査請求人代理人に対して電話等で説明や理由の提示を行うことも全くなく、書面以外の方法で理由の提示が行われることもなかった。

したがって、処分庁は、本件不認定処分を行うに際して、行政手続法8条で要求されている理由の提示を全く行っていないといわざるを得ず、本件不認定処分が同条に違反する違法・不当な処分であることは明らかである。

- (2) 行政手続法を所管する総務省の総務事務次官が各省庁事務次官等を名宛人として発出した平成6年9月13日付け総管発第211号「行政手続法の施行に当たって」と題する通知（以下「施行通知」という。）には、「申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に示す理由については、許認可等の性質、その根拠法令や審査基準の内容や具体性によりその程度は異なるものと考えられ、許認可等の性質、当該法令の趣旨、目的に照らして判断されるべきであるが、どのような事実を基に拒否処分が行われるのか申請者において十分認識し得る程度に示すこと。」と明記されており、少なくともどのような「事実」を基にして処分を行ったのかを明らかにすることが要求されている。この施行通知は、処分庁の職員に対しても、行政機関内部での拘束力を有するものであったにもかかわらず、上記（1）のとおり、処分庁は本件通知書に具体的な事実を何も記載して

いないことから、本件不認定処分は施行通知に違背する処分であるといえる。

- (3) 処分庁は、弁明書において、「処分にあたり採用した事実」として、認定申請時において、本件会社の本社所在地は、「D地」であり、少なくとも令和7年2月以降は「E地」に移転したなどと主張する。

しかしながら、処分庁は、弁明書に「少なくとも令和7年2月以降は」と記載して月や日付を具体的に特定しておらず、また、本件不認定処分に係る認定復命書や弁明書添付資料4（不認定通知書）には、本社所在地として移転前の所在地を記載している。その上、処分庁は、本件不認定処分後の令和7年5月14日に交付を受けた公用の履歴事項全部証明書を弁明書の添付資料2として提出していることから、本社所在地の移転登記が行われた同年2月21日以降、本件不認定処分を行うまでの間に本件会社に係る登記事項証明書を取得していなかったものと思われる。処分庁は、同年5月14日までこれを取得していなかった可能性が高いことからすると、本件不認定処分を行う時点までに本件会社の本社所在地が移転した事実を把握していなかったことが強く疑われる。

以上を踏まえると、処分庁は、本件会社が本社所在地を移転した事実を本件不認定処分の判断の理由としていなかった可能性が高く、弁明書の記載は事実と異なる可能性が高いといわざるを得ない。

- (4) 仮に、処分庁が、本件不認定処分時において、本件会社の本社所在地が移転した事実を本件不認定処分の理由としていたとしても、次のとおり、本社所在地の移転に関する調査が不十分であり、かかる事実を処分の理由に含めることは妥当でない。

すなわち、資金繰りが厳しくなって事業活動が停止する間際の会社では、賃料が支払えなくなり、苦し紛れに事務所を移転することはよくあり、登記が移転していることだけをもって事業活動が停止していないといえるものではないから、処分庁が、本件会社の本社所在地が移転したことを本件不認定処分の理由として挙げるのであれば、少なくとも、本件不認定処分を行う時点までに、新旧の本社所在地を訪問する等して物理的に事務所が移転したことを確認するとともに、本件会社が移転先において事業継続に向けた具体的な活動を行っていることを確認する必要があったが、弁明書の記載からは、そのような調査を行った形跡が全くうかがわれない。

- (5) 処分庁は、弁明書において、本件会社のF工場の現地調査を行った際、

面談者が「F工場において、原料の新規購入は行っていないが、残っている原料で生産活動を続けており、稼働している」旨を述べたと主張する。

製造業である本件会社において、原料は生産活動を継続する際に必要不可欠なものであり、原料の新規購入をしなければ生産が止まるのは時間の問題であり、F工場以外のG工場が稼働を停止していたとのことも併せて考慮すれば、本件会社は事業停止のための清算活動を行っていたものといえる。

本件会社についていつ事業が停止してもおかしくない状況にあったのであるから、処分庁においては、本件不認定処分を行う直前の時点でもなお事業が継続していたことを確認しなければ、本件会社について「事業活動が停止」していないと評価することはできないはずである。それにもかかわらず、処分庁が本件不認定処分を行う2週間も前の現地調査の結果に依拠して本件不認定処分を行ったことは不当である。

- (6) 処分庁は、令和7年3月4日の現地調査において、面談者からH工場が稼働している旨の供述を得たと主張する。

しかしながら、面談者が、H工場が稼働していることについて、「稼働」の具体的な内容がどのようなものであったかは弁明書では明らかにされていない。その上、F工場とH工場は直線距離で300キロメートル以上も離れていたのであり、面談者がH工場に行って稼働状況を確認していた可能性は低く、その状況を正確に把握していたとは考え難い。さらに、労働基準監督署の職員がH工場について現地調査を実施する等して、面談者の供述内容の真偽を確認した形跡も全くうかがわれない。

以上のことから、処分庁が、信用性のない面談者の供述内容を、現地調査も行わずに調査結果として用いて本件不認定処分を行ったことは、不当であるといわざるを得ない。

- (7) 以下のとおり、処分庁は、本件不認定処分を行うに当たって最低限行うべき調査を尽くしておらず、そのような状況で本件不認定処分を行ったことは不当である。

ア 処分庁が本件不認定処分を行うためには、金融機関に預金残高や預金取引状況の照会をする等して、本件会社における資金の移動状況等を調査し、事業継続をするに足りる資金を本件会社が有していることを確認する必要があったが、弁明書からは、処分庁がそのような確認を行った形跡は全くうかがわれない。

- イ 処分庁が本件不認定処分を行うためには、取引先に対し、売掛金の金額や差押えの状況、買掛金の金額や原料の納品状況を照会する等して、本件会社における取引先との取引状況を確認する必要があったが、弁明書からは、処分庁がそのような確認を行った形跡は全くうかがわれない。
- ウ 処分庁が本件不認定処分を行うためには、差押債権者や執行裁判所に対し、所有不動産の差押えや強制競売の状況を照会する等して、本件会社における不動産の所有権の移転状況を確認する必要があったが、弁明書からは、処分庁がそのような確認を行った形跡は全くうかがわれない。
- エ 処分庁が本件不認定処分を行うためには、本件会社が事業継続するか（あるいは今後も継続する意思があるか）という重要な意思決定をすることができる唯一の立場にあった代表取締役から、現状及び今後の意向を確認する必要があったが、弁明書からは、処分庁がそのような確認を行った形跡は全くうかがわれない。

第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件においては、審査請求人は、本件不認定処分が行われた時点で本件会社は既に「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない」（賃確則8条）状態に至っていたと考え、審査請求したものであることから、処分庁が「事業活動が停止したものとは認められない」として本件認定申請を不認定とした本件不認定処分の適否について判断する必要がある。
 - 2 下記（1）から（3）までにより、本件不認定処分を行った時点で本件会社は、本来の事業活動を継続しており、また、当該事業活動は事業廃止のために必要な清算活動を行っているとはいえないものである。
 - （1）本件認定申請時において、本件会社の本社所在地は、「D地」であり、少なくとも令和7年2月以降は「E地」に移転した（令和6年12月11日付け認定申請書及び令和7年5月14日付け履歴事項全部証明書）。
 - （2）令和7年3月4日にF工場の現地調査を行った結果、原料の新規購入は行っていないが残っている原料で生産活動を続けており、稼働している（令和7年3月18日付け認定復命書）
- ア I工場は令和7年2月末に閉鎖しており、稼働している工場はH工場及びF工場である。
- イ G工場は、既に土地、建物及び設備を別会社に引き渡しており、同工

場には本件会社の労働者が所属していない。

(3) 認定事項の調査結果

労災保険の適用事業、申請者の退職日、1年以上の事業継続及び中小企業であること（資本金額及び労働者数）については認定基準に該当しているが、事業活動が停止し、再開する見込みがないことについて上記（2）の結果から事実認定できない。

- 3 本件審査請求の論点は、上記1で記載したとおり、処分庁が本件会社は「事業活動が停止したものとは認められない」として、本件認定申請を不認定とした本件不認定処分の適否についてである。

この点、審査請求人は本件会社が実際には事業活動を停止していたにもかかわらず恣意的あるいは十分な裏付けのない調査を行って事業活動が停止していないと判断した可能性が否定できない旨主張していたが、令和7年3月4日にF工場及びG工場の現地調査を行い、閉鎖した工場は確かに存在しているものの、F工場については稼働している旨を確認したことに加え、H工場が稼働している旨の説明を受けていることから、上記2で認定した事実を総合的に勘案すれば、同日の処分庁の調査が適正に行われていないという審査請求人の主張は当たらず、本件会社の事業活動が停止している状態であると認定することは困難である。

また、審査請求人の行政手続法8条で要求されている理由の提示を全く行っていない旨の主張については、処分庁は処分の理由を示して本件不認定処分を行っていることから、審査請求人の主張は当たらない。

- 4 以上のとおり、本件不認定処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不認定処分の違法性又は不当性について

- (1) 賃確法7条及び賃確令2条1項4号の規定に基づく認定を受けるためには、事業主が、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことが必要であるところ、審理員及び審査庁は、処分庁が、本件会社の「事業活動が停止したものとは認められない」としてした本件不認定処分の適否について判断する必要があるとして、以下の

とおり判断している。

(2) 下記ア及びイにより、本件不認定処分を行った時点で本件会社は、本来の事業活動を継続しており、また、当該事業活動は事業廃止のために必要な清算活動を行っているとはいえない。

ア 本件認定申請時において、本件会社の本社所在地は、「D地」であり、少なくとも令和7年2月以降は「E地」に移転した（令和6年12月11日付け認定申請書及び令和7年5月14日付け履歴事項全部証明書）。

イ 令和7年3月4日にF工場の現地調査を行った結果、原料の新規購入は行っていないが残っている原料で生産活動を続けており、稼働している（令和7年3月18日付け認定復命書）

(ア) I工場は令和7年2月末に閉鎖しており、稼働している工場はH工場及びF工場である。

(イ) G工場は、既に土地、建物及び設備を別会社に引き渡しており、同工場には本件会社の労働者が所属していない。

(3) 上記(2)の審理員及び審査庁の判断について検討する。

ア 上記(2)アのとおり本件認定申請後に本件会社の所在地が移転されていたとしても、そのことのみをもって、本件会社の事業活動が継続されていたと判断することは困難である。

イ 令和7年3月18日付け認定復命書別紙（以下「本件復命書別紙」という。）を確認したところ、処分庁は、同月4日に、本件会社のF工場の現地調査を行った際に、F工場の従業員1名から以下のとおり聴取したとしている。

(ア) ここ数か月、原料の新規購入は行っていないが、残っている原料で生産活動を続けている。

(イ) I工場は令和7年2月末に閉鎖しており、稼働している工場はH工場及びF工場である。

(ウ) 現地調査当日は、工場長は、I工場に出張しているためF工場は稼働していないが、工場長がいるときは稼働している。

ウ 本件復命書別紙には、F工場が稼働を継続していることを示す原材料や製品、機械等の写真の添付はなく、工場の稼働予定を示す作業予定表等を確認した結果の記載もない。

エ 当審査会から審査庁に対し、上記イを裏付ける資料の提出を求めたが、審査庁からは、①本件復命書別紙及び現地調査時に撮影したF工場の外

観等の写真のほかに現地調査において入手又は作成した資料は保有していない、②現地調査後にF工場の工場長や本件会社の代表者等関係者から工場の稼働予定等につき聴取した事実はないとの回答があった（令和8年5月14日付け審査庁主張書面）。

そうすると、処分庁がF工場の現地調査を行った際には、同工場は稼働していなかったものと推認され、その後本件不認定処分までのいずれかの時点において実際に稼働していたことは確認されておらず、専ら現地調査時のF工場の従業員1名の申述に基づいて、本件会社の事業活動が停止していないと判断して、本件不認定処分を行ったものと認められる。

本件不認定処分が行われたのは令和7年3月18日であり、本件不認定処分時においても事業活動が停止していないと認定するには、少なくとも稼働していたとされるF工場及びH工場において実際に稼働していたこと等の具体的根拠が必要であるところ、処分庁においては、そもそもH工場に対する調査を行っていない上、F工場が稼働していたことの具体的根拠が認められる調査も行っていない。

- (4) 以上に照らすと、本件は、処分庁が調査不十分のまま本件不認定処分をしたというほかなく、これを是認する審理員及び審査庁の判断は妥当でない。

なお、本件通知書の処分の理由には、根拠法条及び処分原因となる具体的事実が記載されておらず、行政手続法8条1項本文が求める理由提示として不十分である。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求については、審査庁において必要な調査検討が尽くされていないから、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康	史	
委	員	羽	田	淳	一	